

リスクベースの事業ライセンスシステムの実施に関する政府規則 2025 年 28 号の施行

2025 年 8 月
One Asia Lawyers Indonesia Office

日本法弁護士 馬居 光二
インドネシア法弁護士 Prisilia Sitompul

1. はじめに

インドネシア政府は、新たに、リスクベースの事業ライセンスシステムの実施に関する政府規則 2025 年 28 号 (GR 28/2025) を公布しました。GR 28/2025 はライセンスシステムの円滑な運営を企図して策定され、2025 年 6 月 5 日に施行されております。同規則の施行により、従来ライセンスシステムを定めていた政府規則 2021 年 5 号 (GR 5/2021) は無効化されますが、GR 28/2025 に矛盾しない範囲では効力を有するとされております。同規則は、全 550 条・14 章からなり、リスクベースの事業ライセンスシステムを大幅にアップデートするものであるところ、本ニュースレターでは、事業ライセンスシステムの全体像と概要についてご説明いたします。



2. 基本的な枠組み

GR 28/2025 は主に下記のような内容を定めております。基本的枠組みとしては、リスクベースのライセンスシステム (Perizinan Berusaha Berbasis Risiko/PBBR) を採用した GR 5/2021 の内容を引継ぎつつ手続期限、権限、処理方法を明確化し、規定範囲を拡大しております。

- (1). 基本要件 (第 2 章)
- (2). 事業ライセンス (第 3 章)
- (3). 事業活動支援ライセンス (PB UMKU) (第 4 章)
- (4). 規範・基準・手続・評価基準 (NSPC) (第 5 章)
- (5). OSS システムによるサービス (第 6 章)
- (6). 監督 (第 7 章)
- (7). 政策評価と改革 (第 8 章)
- (8). マーキング (基準への適合表示やラベル) (第 9 章)
- (9). 問題・障害の解決 (第 10 章)
- (10). 制裁 (第 11 章)

3. フィクティフ・ポジティブ (fiktif positif) 制度の導入

GR 28/2025 では、フィクティフ・ポジティブ制度が導入されております。これにより、一定期間内に行政処理がなされない場合、自動的に承認とみなされる形となり、より迅速な手続の推進が企図されております。具体的には、環境承認や KKPR、その他のライセンス取得過程で、申請を行ったにも関わらず、行政側の都合で手続きが遅延するような場合に、自動的に承認決定やライセンスの発行がなされる旨が規定しております。

4. 環境承認及び技術承認の厳格化及び効率化

インドネシアにおいては各事業毎にその性質に応じて環境承認を取得する必要がございます。また、事業活動を行う前に必要となる専門的・技術的な基準適合の確認書である技術承認が環境承認の前提として要求される場合がございます。

GR28/2025 は、事業ライセンスの前提要件である基本要件 (Persyaratan Dasar) として環境承認及び技術承認を位置づけ、下記のような点を規定し、明確化しております。

- 同一敷地内複数 KBLI は最も厳しい環境要件を適用
- 技術承認と環境承認を OSS システムで同時申請可
- 工業団地・経済特区・自由貿易地域では条件付きで技術承認免除

また技術承認について、一定の要件を満たす場合には、環境承認との同時申請を認めることで、手続の迅速化を図っています。

5. KKPR・PBG・SLF の統合

現状のライセンスシステムでは、事業ライセンスを取得する前に、前述の環境承認に加え、(1) 空間利用適合性 (KKPR) 、(2) 環境承認 (PL) が必要であり、事業用施設として建物の建築が必要な場合には、建築許可 (PRG) 及び建設物使用適合証 (SLF) が必要となります。

GR 28/2025 では、これまで別途の申請が必要だった PRG 及び SLF も含め、全て基本要件として、OSS システムでの申請に 1 本化され、処理期限も明確化されました。

6. 事業ライセンスと PB-UMKU の明確化

GR 21/2021 においては前述のように、リスクベースのライセンスシステムを採用しており、GR 28/2025 もこれを踏襲しています。同システムにおいては、各事業者は、行う事業に割り当てられた KBLI (インドネシア標準産業分類) 毎に設定されたリスクレベル (低、中・低、中・高、高) に応じて事業ライセンス (Perizinan Berusaha/PB) を取得する必要があります、これによって、事業が開始できる形となっております。ただし、同じ KBLI であっても、扱う商品やサービスの違いによって、追加で補助的なライセンス (PB-UMKU) を要求される場合がございます。GR28/2025 においては、これまで運用上採用されていた PB-UMKU を PB と明確に分けて規定されております。全て OSS システムを介して申請を行う旨が規定されております。

7. 行政制裁の強化

GR 28/2025 では、基本要件、事業ライセンス、PB-UMKU の違反者に対して直接行政制裁を科すことが可能になり、GR 5/2021 よりも制裁範囲が大きく拡大されました。

制裁内容には以下が含まれます：

- 警告
- 事業活動の一時停止
- 行政罰金
- 権限機関による是正措置の実施
- 許可・証明書・承認の取消し

重大な違反の場合には、基本要件・事業ライセンス・PB-UMKU 自体の取消しも行われる可能性があります。

8. 補助的事業活動の収益化



前述のように、インドネシアにおいて各事業者は、事業毎に設定された KBLI を選択の上、ライセンスを取得して事業を行うことになります。当該 KBLI について、各事業者は、主たる事業活動とは別に、補助的事業活動（Kegiatan susaha pendukung）を明確にする必要があるとされております。当該補助的事業活動について、従業前は、これを収入源とすることは禁止されておりましたが、GR28/2025 では、これを「事業者の収入源となり得るもの」と規定しており、同事業から収入を得ることを許容しているように見えます。本規定の解釈は必ずしも明確ではないところ、今後の運用が注目されます。

9. 移行規定

GR 28/2025 については、OSS システムの更新（2025 年 10 月 5 日予定）までは、GR5/2021 が適用されるものとされております。

また、本規則に規定する事業許認可の実施に関する規定は、当該政令の施行前に基本要件、事業許認可（PB）、及び PB UMKU が既に発行され、検証され、または承認されており、かつ有効である事業者には、これが事業者にとって有利な場合を除き、適用しないとされております。

10. 結論

GR28/2025 は、現行のライセンスシステムを基本的には踏襲しつつ、各規定を明確化、迅速化しております。これにより、これまで以上に円滑にインドネシアでの事業活動を進められることが期待されます。一方で、行政制裁も含め、従前よりも詳細な規定が置かれており、これまで以上にコンプライアンスについて注意が必要となります。この点、インドネシアにおける実務は法令とともに運用が極めて重要となるところ、実際の進出に当たっては、当地の法律事務所等に相談を行いつつ進めることが推奨されます。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバー ファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著者>

	<p>馬居 光二 One Asia Lawyers Indonesia Office 代表 日本法弁護士</p> <p>日本国内の法律事務所において6年間、各種企業法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018年にSingapore Management Universityに留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020年よりOne Asiaに参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた企業進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。</p> <p>koji.umai@oneasia.legal</p>
	<p>Prisilia Sitompul (プリシリヤ・シトンプル) One Asia Lawyers Indonesia Office インドネシア法弁護士</p> <p>インドネシアのエネルギーおよび天然資源の法務部門にてインハウスカウンセルとして6年以上従事し、様々なエネルギーおよび天然資源に関する法務業務に携わる。英国アバディーン大学大学院修士課程修了（石油・ガス法）。</p> <p>One Asia Lawyers 東京オフィスに入所後は、インドネシア法弁護士として、インドネシアに展開する日本企業に対し、インドネシア法に関するリサーチ、契約書レビューなどの様々なリーガルサポートを提供する。また、日本に投資を行うインドネシア企業に対するサポートも行っている。</p> <p>sitompul.prisilia@oneasia.legal</p>